

6月23日から29日までの1週間は、

「男女共同参画週間」です！！

高松市では、この期間中、男女共同参画都市宣言（平成9年12月）の趣旨を踏まえ、関係機関や関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事を行います。この機会に、男女が職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」について考えてみませんか？



◆令和6年度 高松市「男女共同参画週間」実施事業◆

◆女性弁護士による法律講座・相談◆



知っておきたい離婚・DVの基礎知識



参加費
無料

日時：6月26日(水) 第1部（法律講座）13:30～14:50（30人程度）
第2部（個別相談）15:00～17:00

- 【個別相談】・第1部の講座を受講した人のうち、希望する高松市在住・在勤の女性の方
・事前予約制、先着順、定員4名、1人30分程度
・昨年度個別相談を受けられていない方を優先とします。

講師（相談員）：奥永 彩可 氏（弁護士）

場所：高松市男女共同参画センター（たかまつミライエ6階）

申込方法：6月3日（月）から6月19日（水）までに、人権・男女共同参画推進課へ電話でお申し込みください。

◆男女共同参画に関するパネル展◆



会場	①高松市男女共同参画センター 交流サロン（たかまつミライエ6階）	②IKODE瓦町イベント展示コーナー （瓦町フラッグ8階）
期間	6月23日（日）～6月29日（土）	6月20日（木）～6月26日（水）
出展団体	高松市男女共同参画センター 男女共同参画センター登録団体	高松市人権・男女共同参画推進課 香川県人権擁護委員連合会 高松法務局

◆お申し込み・お問い合わせ◆

→【高松市人権・男女共同参画推進課】

電話：087-839-2292 FAX：087-839-2291

Eメール：keihatsu@city.takamatsu.lg.jp

法務省
人権啓発活動委託事業
主催：高松市